

令和7年度「さが子育てエール便」ギフト商品（ギフト②「食」のギフト）提案募集に係る条件書

1 募集件名

令和7年度「さが子育てエール便」ギフト商品（ギフト②「食」のギフト）提案募集

2 目的

赤ちゃんが生まれた全ての世帯に、佐賀の子育てのしやすさや充実した子育て支援施策を知ってもらい、佐賀での子育て満足度の向上につなげることを目的に、「子育てし大県“さが”」の情報冊子や親子の愛着形成に欠かせない体感型情報発信ツールである佐賀らしいギフト商品（以下、「佐賀らしいギフト商品」という。）を詰め込んだ令和7年度「さが子育てエール便」事業を実施する。

本業務は、令和7年度「さが子育てエール便」に同封する、佐賀らしいギフト商品（ギフト②「食」のギフト）の提案を募り、優れた提案を決定するために実施するものである。

3 提案に係る要件等

(1) 「さが子育てエール便」のパッケージ構成

①ギフトボックス（別途、提案募集予定。印刷デザインのみ県が提供）

②内包品

（ア）子育てしたい県“さが” 情報冊子（別途 県が提供）

（イ）意思表示チャーム「ツナガルン」（別途 県が提供）

（ウ）“佐賀らしいギフト”商品「触」「食」「遊」（このうち、ギフト②「食」のギフトが今回提案品）

（エ）アンケート用紙等（別途 県が提供）

(2) “佐賀らしいギフト”商品（ギフト②「食」のギフト）の提案

① “佐賀らしいギフト”商品（ギフト②「食」のギフト）必須条件

ギフトの提案にあたり、以下の全ての条件を満たしていること。

（ア）大きさは、たて21.0cm×よこ14.8cm×高さ6cm 以内であること。

ギフトは、今回募集する「ギフト②「食」のギフト」のほか、「ギフト①「触」のギフト」及び「ギフト③「遊」のギフト」の3つを同封することに留意すること。

※外装を含めた大きさとする。

（イ）ギフトは、親子の愛着形成をサポートする体感型情報ツールであることから、以下のコンセプトに従って提案すること。

【コンセプト】

離乳食期から活用可能な、食に関するギフト（ギフト②「食」のギフト）

例：離乳食用皿、スプーン、カップ、食事用スタイ など

（参考）他のギフト

a) 親子のスキンシップや肌の触れ合いを促すギフト（ギフト①「触」のギフト）

例：ベビークリーム、ボディソープ、ベビータオル など

b) 赤ちゃんの五感を刺激し、健やかな成長をサポートするギフト（ギフト③「遊」のギフト）

例：玩具 など

（ウ）通常の輸送の衝撃に耐えることができる耐久性を有していること。

(エ) 常温管理が可能であること。

(オ) 2年程度保管が可能であること。

(カ) 食料品、飲料水等でないもの。

(キ) オリジナル商品であること。

※既製品の場合は、パッケージ等で流通品と差別化できるもの。

(ク) 商品に価格が記載されていないこと。

(ケ) 1ギフト商品あたりの製造・商品を梱包するギフトボックスの制作・納品に係る価格が
1,500円(消費税及び地方消費税を含まない額)以下であること。

(コ) 佐賀県にちなんだものであること。

例:佐賀県内で生産されたもの、原材料の主要な部分が佐賀県内で生産されたものなど

(サ) 本提案において、赤ちゃんが使用するギフトを提案する場合は、部品等を使用せず分解・分離等が不可能な一体型のものとする。また、赤ちゃんの誤飲のリスクがない大きさ、形状のものとする。

②“佐賀らしいギフト”商品(ギフト②「食」のギフト)の提案に求められる点

ギフトの提案にあたり、以下の点を加味すること。

(ア) ギフトが、割れ物、壊れ物である場合は、保護方法も提案すること。

(イ) ギフトの内容物が液体等である場合は、液漏れ防止方法も提案すること。

(ウ) 商品の特徴やコンセプトが明確であること。

(エ) 商品としての魅力があること。

(オ) 赤ちゃん向け、母親・父親向けまたは双方向けなど、ターゲットが明確であること。

(カ) 提案商品にオリジナリティ(工夫した点)があること。

(キ) 原材料を明示するなど、ギフトのターゲットに十分配慮すること。

(ク) ギフト自体が梱包されていること。

(3)“佐賀らしいギフト”(ギフト②「食」のギフト)の納品

①納品数は5,500個程度とする。

ただし、県内の出生数の動向に応じて多少の増減が発生する。

この場合の増減数量がそれぞれ500個までは、当初の納品価格と同一とする。

②納品は、県が別に指定する時期に県が指定する数量を県が指定する場所(佐賀県内)に納品すること。

なお、初回納品は6月上旬(6月6日まで)を予定し、初回に限り1,000個~2,000個程度の納品を想定。

その後、7月~翌年3月の月末までに毎月県が指定した個数を納品する。

③納品先は、県が指定する場所(県が別に指定する業者の倉庫等)に行く。

④受託者は、自らが納品する全てのギフトについて検品を行ったうえで納品し、納品後のギフトに破損・不良等発生した場合は、無償で交換に応じること。

(4)その他必要な業務

① 受託者は、進捗管理を行うとともに、円滑に納入すること。

- ② 県が別途制作するリーフレット(「触」、「食」、「遊」の3つのギフトの使い方や特長、原材料等を記載するもの)に関し、写真素材の提供や紹介文の執筆等、積極的に協力すること。
- ③ その他、本条件書にない事項については、その都度、県と協議を行い決定する。

4 留意事項

- (1) 本事業の実施に係る関係機関との調整が必要な場合(申請・届出等含む)については、受託者によりこれを行う。
- (2) 納入に当たり、第三者(佐賀県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- (3) 納入者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、佐賀県に帰属するものとする。
ただし、納入者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- (4) 代金は、それぞれの納品完了後、月末締めで翌月末までに支払う。
- (5) 本業務は、令和7年度当初予算の事前準備であり、令和7年度当初予算が成立しない場合は契約を実施しないことがある。また、契約締結日は令和7年4月以降となる。